

# イノベーション拠点認定事業



BUSINESS PORT

これまでの認定施設

「人」と「情報」の交流を促進し、千葉市で新たな価値の創出を図ることを目的とした、市内コワーキングスペース・レンタルオフィスの認定事業です。

## 認定のメリット

- 拠点整備・運営に係る経費の補助（上限250万円、補助率50%）
- 市の認定施設として、利用者等へ訴求可能
- 市内支援機関との関係構築が可能
- 他のイノベーション拠点との「拠点を越えた交流」を利用者に提供

【お問い合わせ】

千葉市  
経済農政局経済部産業支援課  
スタートアップ支援室

TEL 043-245-5292

MAIL [sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp)

事業ホームページ(詳細)はこちら



# イノベーション拠点認定事業概要

## 事業目的

以下の要件を満たす、イノベーション創出に資する施設を「千葉市イノベーション拠点」として認定し、本市経済の活性化やイノベーション創出の機運醸成を図ります。

- 市内コワーキングスペースやレンタルオフィス
- コミュニティマネージャー※を配置 ※施設利用者を中心としたコミュニティの形成と運営を担う人材
- 各種交流イベント等を実施し、多様な企業や個人の交流を促進

## 主な認定要件

### ● 運営面

- 3年間の事業計画を市に提出し、その計画に沿った運営を行うこと。
- 1日当たりの利用者数が、直近6か月平均で10人を超えていること。
- コミュニティマネージャーを配置している（又は1年以内に配置予定）こと。
- イノベーション創出に資する交流イベントを定期的を開催すること。
- 本市等が実施するイベント等に、参加・登壇者の推薦・場所の提供等の協力を行うこと。
- 他の拠点との情報共有やイベントの共同開催等の連携を図ること。



### ● 施設・設備面

- 1年以上の運営実績を有する施設（又は他施設の運営実績若しくはイノベーション創出に関する事業実績を3年以上有する者が運営する施設）であること。
- 主な業務がコワーキングスペース又はレンタルオフィスの運営で、収容人数10人以上のコワーキングスペース又はイベント・セミナースペースを有し、施設全体の有効面積が100㎡以上であること。

## 補助金の主な内容

認定後1年間に要した費用のうち、以下に該当するもの（上限250万円、補助率50%）

- 整備・改修工事費、事務機器購入費
- イベント実施に係る費用、広告費
- コミュニティマネージャーの人件費、コミュニティマネージャー育成に係る研修費

## スケジュール

